

令和4年10月5日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業最低賃金専門部会
部会長 丸谷 浩介

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に
関する報告書

当専門部会は、令和4年8月17日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1010円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月10日

令和 4 年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和 4 年 9 月 8 日任命：五十音順)

| 種別 | 氏 名 | 現 職 |
|---------|---------------------|-----------------------------|
| 公益代表委員 | なかむら しょうご 中村 匠吾 | 弁護士 |
| | ○のだ きよこ 野田 小夜子 | 社会保険労務士 |
| | ◎まるたに こうすけ 丸谷 浩介 | 九州大学大学院 法学研究院 教授 |
| 労働者代表委員 | いしばし こういち 石橋 浩一 | 日本製鉄八幡労働組合 執行委員 |
| | のなか あつし 野中 篤志 | 日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長 |
| | みしま しんいち 三島 慎一 | アステック入江労働組合 組合長 |
| 使用者代表委員 | さかもと なおき 坂本 直記 | 吉川工業株式会社 人事室長 |
| | なかむら としたか 中村 年孝 | 福岡県経営者協会 専務理事 |
| | ふくだ ひろし 福田 寛 | 日本製鉄株式会社 九州製鉄所 労働・購買部長 |

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である

福岡最賃審第493号

令和4年10月5日

福岡労働局長

安達 栄 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月17日付け福岡労発基0817第1号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答
申する。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1010円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月10日